

車上作動処理契約業者の代表者、責任者の皆さまへ

一般社団法人自動車再資源化協力機構
業務部 エアバッグ適正処理グループ

社内教育、エアバッグ類車上作動処理適正処理テスト解答用紙提出の依頼

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はエアバッグ類車上作動処理の適正実施にご尽力賜りまことにありがとうございます。

このたび、監査等において指摘が発生する要因を調べてみると、日常業務の中で適正業務がおろそかになるケースが散見されておりました。自り法施行10年を機会に改めて社内教育の徹底をお願いいたしたく、「車上作動処理責任者及び実務担当者向けの教育実施」及び「習熟状況の確認」のために、エアバッグ類車上作動処理適正処理テスト（以下、適正処理テスト）を実施いただくことといたします。

年始のご多用のところお手数ではありますが社内研修を実施頂いた上で同封の適正処理テストを実施し、解答用紙を以下の期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、テストの結果によって措置の対象とすることはございませんが、ご提出いただけない場合は、現地監査等で対応を確認させていただくことがある旨、あらかじめご承知おきください。

敬具

記

1. 依頼内容、実施手順等

- ① 車上作動処理責任者は、同封のテキスト及びエアバッグ類適正処理情報等を利用し、車上作動処理実務者（例：現場担当者、移動報告担当者）に社内教育を実施してください。
- ② 教育実施後、車上作動処理責任者及び車上作動処理実務者は適正処理テストを実施してください。
※テキスト及びエアバッグ類適正処理情報の確認不可。制限時間なし
- ③ 解答用紙を以下提出方法にて送付ください。
※車上作動責任者と車上作動処理実務者の解答用紙を提出してください。
※車上作動処理実務者が複数いる場合は全員分を提出してください。
※郵送の場合解答用紙は返却いたしませんので、コピーを自社で保管してください。
- ④ 2015年2月上旬に当機構ホームページへ解答を掲載いたしますので各自採点、
- ⑤ 必要に応じて、再度社内教育を実施してください。

2. 提出方法

- ◇ FAX：03-5405-6117
- ◇ メール：kansa@jarp.org
- ◇ 郵送：〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館16F

3. 一般社団法人 自動車再資源化協力機構 業務部 エアバッグ適正処理G 宛

提出期限：2015年1月30日（金） 必着

4. 本件に関する問合せ

担当 細井・杉浦・野島（TEL:03-5405-6155）

ご不明な点がございましたら上記自再協担当までお願いいたします。

以上